

岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年10月8日）抜粋

- ・危機対応の要諦は、常に最悪の事態を想定することです。感染が落ち着いている今こそ、さまざまな事態を想定し、徹底的に安心確保に取り組みます
- ・与えられた権限を最大限活用し、病床と医療人材の確保、在宅療養者に対する対策を徹底します

国と一丸となって強固な「備え」を構築していくためには、

保健医療行政による
感染の封じ込め

要望

保健所の体制強化

病床の確保

要望

自宅療養となった場合も含めた
医療提供体制の充実

人流の抑制

要望

感染症法・特措法の権限強化

過去の経験を踏まえた新型コロナウイルス感染第6波への備え ～保健所の体制強化～

和歌山県資料

論点

- 感染の急拡大期には、保健所業務量が急増するため、感染拡大防止対策の根幹である積極的疫学調査や健康観察等において対応が遅滞するケースが発生

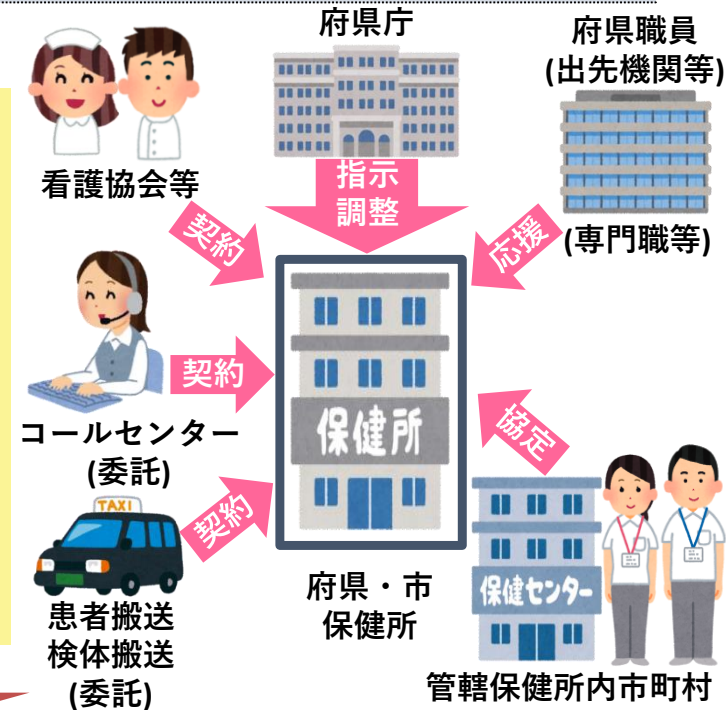
保健所の機能を常に堅持するためには、地域実情に応じた体制強化が必要

保健所の機能

- ◆ 感染者・感染源疫学調査
- ◆ 濃厚接触者の特定・健康観察
- ◆ PCR行政検査検体採取
- ◆ 入院医療機関との連絡調整
- ◆ 感染拡大防止に必要な業務

取組例

- 専門職(保健師等)の府県職員(出先機関・他保健所等)／市町村職員の応援
- 看護協会からの保健師・看護師派遣
- 外部委託の活用
 - ・ 自宅療養者の健康観察
 - ・ 電話相談、苦情処理
 - ・ 患者搬送、検体搬送 など
- 宿泊・療養調整手続や感染者情報データベース等のシステム化



要望

感染状況に応じてフレキシブルに対応可能な保健所体制を構築するよう国が指導すべき！

過去の経験を踏まえた新型コロナウイルス感染第6波への備え ～自宅療養となった場合も含めた医療提供体制の充実～

和歌山県資料

論点

- 令和3年8月、政府はそれまでの方針を転換し、感染急増地域において、入院対象を重症患者や重症化リスクのある者等に重点化し、入院患者以外の者を「原則、自宅療養」とすることを可能とする方針を示したが、

当初無症状者のその後の症状経過

和歌山県のデータ 第5波 R3.7～R3.9

当初無症状であっても、その後、2割が肺炎に。死亡に至ったケースも

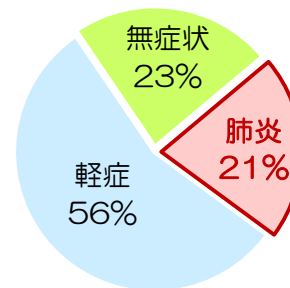
50歳代以下の自宅療養中の死亡者数

東京都のデータ 第5波 R3.7.1～R3.9.20

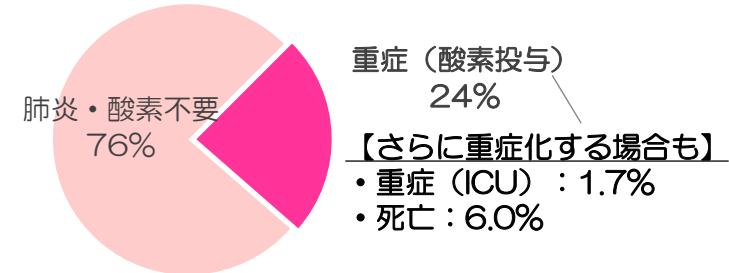
自宅療養では、若年・壮年層であっても死亡することもある

	東京都	和歌山県
自宅療養中の死亡者数	25	0
30歳代	5	0
40歳代	8	0
50歳代	12	0

症状経過



肺炎発症者内訳



【参考】大阪府の取組

自宅療養での医療体制強化が必要

- 中和抗体薬の投与を病院外来で実施
※往診や診療所においても実施へ
- 外来医療機関等への搬送体制整備
- 医師会等における往診体制の充実 等

要望

病状の急激な悪化に備え、命を守る医療提供体制の確保を
各地域で行えるよう国が指導すべき！

過去の経験を踏まえた新型コロナウイルス感染第6波への備え ～感染症法・特措法の権限強化～

和歌山県資料

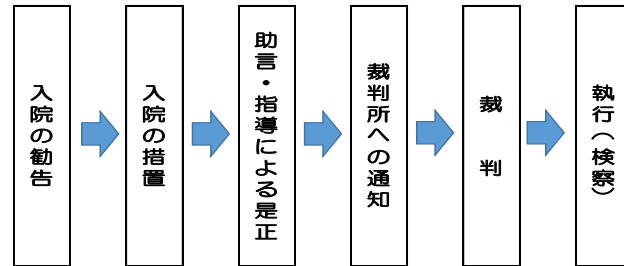
論点

○令和3年2月、感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたものの、

過料の限界

- 創設された「過料」は、手続きが煩雑で感染拡大防止の効果が薄い

【入院拒否に対する手続例】



- 感染を拡大させる危ない行為を取り締まることができない

強制力の限界

- 医療機関が病床確保等の協力要請に応じない場合、その名称を公表できるのみで、強制力無し
- 以下の協力要請に応じない場合、強制力ある措置は規定されていない
 - ① 宿泊・自宅療養者の外出自粛等
 - ② 住民の外出先制限・外出自粛等

感染拡大防止及び医療提供体制堅持の実効性が不十分

要望

○「過料」罰則からの引上げを！

○罰則規定の新設を！

感染症法・特措法の権限強化を！